

米子市から転出される方へ

米子市に在住中は、本市の発展のためにご協力いただきありがとうございました。米子市で転出のお手続きを済まされた後、新しい住所にお住まいになってから、**14日以内に**新住所地の市区町村役場に転入届をしてください。

なお、米子市から転出される方の主な手続きとして、次のようなものがあります。

※ 転出先の市区町村役場の連絡先が必要な場合は、市民一課④番窓口でお尋ねください。

[] 市区町村
[- -] 電話番号

くわしくは担当の窓口でご確認ください。

【主な手続き】

項目	転出時の手続き	窓口	注意事項
特別医療費の助成を受けている方	・ 特別医療費受給資格証をお持ちの方は資格喪失の手続きとともに、資格証を返却してください	保険年金課 本庁1階⑥番窓口 ☎23-5123	必要なもの ・ 特別医療費受給資格証
新住所地では	・ 県外に転出される場合は、都道府県によって制度が異なる場合があります詳しくは新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
国民健康保険に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証を返却してください 保険料の精算については後日連絡します ・ 学生の場合は学生用の被保険者証を発行できる場合もありますので、お問い合わせください 	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 ☎23-5122	必要なもの ・ 国民健康保険被保険者証 学生用被保険者証発行の場合は被保険者証に加えて、 ・ 在学証明書または学生証
新住所地では	・ 新住所地でも国民健康保険に加入する場合は、新住所地の保険担当課へお尋ねください		
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証を返却してください 保険料の精算については後日連絡します ・ 県外に転出される方は、負担区分等証明書の交付申請をしてください 	保険年金課 本庁1階⑦番窓口 ☎23-5122	必要なもの ・ 後期高齢者医療被保険者証
新住所地では	・ 県外に転出される場合は、都道府県によって制度が異なる場合があります詳しくは新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
介護保険について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証を返却してください ・ 負担割合証・負担限度額認定証等をお持ちの方は、あわせて返却してください 保険料の精算については後日連絡します 	長寿社会課 本庁1階⑭番窓口 ☎23-5132	
新住所地では	・ 新住所地にお住まいになってから、14日以内に新住所地の介護保険担当課へ認定を引き継ぐ手続きをしてください		
児童手当受給者の方 (公務員を除く)	・ 児童手当受給者の方は、受給事由消滅届を提出してください	スマート窓口 本庁1階⑩番窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5135	
児童扶養手当受給者の方	・ 児童扶養手当受給者の方は、児童扶養手当住所変更届を提出してください		必要なもの ・ 児童扶養手当証書
新住所地では	・ 新住所地でも児童手当、児童扶養手当を受給するには、新たに申請等が必要です		
とっとり子育て応援パスポートをお持ちの方	・ 県外への転出の場合は、窓口へ返却してください	スマート窓口 本庁1階⑩番窓口 または こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5135	

転出される方へ

項目	転出時の手続き	窓口	注意事項
妊娠中の方、乳幼児期のお子さんがいる方	・ 妊婦・産後・乳児一般健康診査受診票、予防接種予診票は、転出日以降は使用できません	こども相談課 ふれあいの里 (錦町1丁目139-3) ☎23-5453	手続きについては、新住所地の市区町村役場でお尋ねください
新住所地では	・ 世帯に乳幼児、妊娠中または出産後間もない方がおられる場合は、転入時に新住所地で母子保健事業(妊婦・産婦・乳幼児健診や予防接種等)についてご確認ください		
子どものための教育・保育給付認定または子育てのための施設等利用給付認定を受けている方	・ 特に手続きの必要はありません	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎23-5177	
新住所地では	・ 認定が必要な方は、認定申請の手続きをしてください		
小・中学校に通われるお子さん	・ 転校することを今までの学校に伝え、転校に必要な書類【 <u>転学生徒(児童)教科用図書給与証明書</u> 】を学校からお受け取りください	今まで通っていた学校	転入届時に新しい学校での手続き方法を確認してください 引き続き米子市内の学校に就学を希望される場合は、スマート窓口(本庁舎⑩番窓口)で受付ができます 内容に関することは学校教育課(ふれあいの里1階 ☎23-5433)までお問い合わせください
国民年金に加入されている方	・ 特に手続きの必要はありません	保険年金課 本庁1階⑤番窓口 ☎23-5142	
新住所地では	・ 国民年金に加入されている方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 特に手続きの必要はありません	障がい者支援課 本庁1階⑨番窓口 ☎23-5153 ☎23-5159 ☎23-5544 ☎23-5545	
特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方	・ 特に手続きの必要はありません		
自立支援医療受給者の方	・ 特に手続きの必要はありません		
障害福祉サービス受給者の方	・ 特に手続きの必要はありません		
新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください ・ 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください ・ 自立支援医療受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください ・ 障害福祉サービス受給者の方は、新住所地の市区町村役場でお尋ねください 		
マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出証明書の発行が必要なときは窓口で職員にお尋ねください ・ 新住所地で転入手続きの際には必ずお持ちください 	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144	新住所地で継続利用の手続をしないと、カードの効力は自動的に失効します 詳しい手続き方法は新住所地でご確認ください
電子証明書を登録されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名用電子証明書(e-Tax用)の効力は、転出と同時に失効します ・ 利用者証明用電子証明書は新住所地で継続利用の手続きが必要です 		
		※ 転出届をされた時点で、コンビニ交付サービスは利用できなくなりますのでご注意ください	
新住所地では	<p>転出予定日から30日以内に転入届をしてください。 転入した日から14日を過ぎるとカードが失効します。 転入届をしてから90日以内にカードの継続手続きをしてください。</p>		

転出される方へ

項目	転出時の手続き	窓口	注意事項
マイナンバーカードを申請中の方	・ 米子市での申請は取り消しになりますので、新住所地で再度申請が必要です	市民二課 本庁1階⑩番窓口 ☎21-8574	申請書の入手方法等、詳しくは新住所地でお尋ねください
印鑑登録証をお持ちの方	・ 転出日（予定日）をもって印鑑登録は自動的に廃止となります ・ 失効した印鑑登録証は、返却または破棄してください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5144	印鑑登録証明書については、転出予定日の前日まで取得が可能です (ただし、コンビニ交付サービスの利用はできません)
本人通知制度登録者の方	・ 引き続き通知をご希望の方は登録変更の届け等を提出してください	市民一課 本庁1階④番窓口 ☎23-5141	くわしくは市民一課にお問い合わせください

【その他の手続き】

項目	転出時の手続き	窓口	注意事項
市営住宅から転出される方	・ 異動等の手続きが必要です	住宅政策課 糺町庁舎1階 糺町1丁目160番地 ☎23-5263	住宅政策課にお問い合わせください
市営墓地（南公園・北公園・淀江墓苑）使用者の方	・ 市営墓地使用者の住所変更手続きをしてください (※ただし、南公園墓地内の西念寺・善證寺区画をご使用の方は、直接お寺にお問い合わせください)	建設企画課 糺町庁舎2階 (糺町1丁目160番地) ☎23-5529 または おくやみコーナー 本庁1階⑪番窓口 ☎21-7462	手続きに必要なものについては、左記窓口へお問い合わせください(墓地使用許可証が必要になります)
納税について	・ 転出された後に納付期限が到来する場合がありますので、納付の確認をお願いします ・ <u>国外へ転出される方は、事前納付、もしくは納税管理人選定の申告をしてください</u>	収納推進課 本庁2階 ☎23-5102	市県民税は1月1日を基準に、米子市で課税されます 転出後もお納付をお願いします ※市税が未納にならないようご注意ください
市県民税について	・ 市県民税（住民税）は、年の1月1日現在の住所地で課税されることになっており、原則手続きは必要ありません ・ <u>国外に転出される方は、必ず申告をしてください</u>	市民税課 本庁2階 ☎23-5114	所得証明書は1月1日にお住まいだった住所地の市区町村役場で取得してください(詳しくは、市民税課へお問い合わせください)
軽自動車税について 原動機付自転車(125cc以下のバイク)等を登録されている方	・ 原動機付自転車(125cc以下)等をお持ちの方は廃車手続きをして廃車証明書をお受取りください	市民税課 本庁2階 ☎23-5111	必要なもの ・ ナンバープレート ・ 本人確認書類 ・ 標識交付証明書
新住所地では	・ 引き続き125cc以下のバイクを使用される場合は、新住所地の市区町村役場で標識交付の手続きをしてください 必要なもの ・ 印章 ・ 廃車証明書		
固定資産税について	・ 市内にお住まいの方が納税の管理をされる場合は、納税管理人選定の申告をしてください ・ <u>国外に転出される方は必ず申告をしてください</u>	固定資産税課 本庁2階 ☎23-5112	納税管理人を選定されない方の納税通知書等は、転出後のご住所地に送付します
郵便物の転送届出	・ 「転居届」をポストへ投函してください	米子郵便局 米子市弥生町10 ☎34-5150	「転居届」用紙は、市民一課窓口にもあります
二十歳を迎えられる方	・ 米子市二十歳を祝う会（例年1月3日開催）に出席を希望される方は、出席される会の前年の10月2日から11月末日までに、電話かメールでお問い合わせください	生涯学習課 本庁4階 ☎23-5442	くわしくは生涯学習課にお問い合わせください

転出される方へ

項目	転出時の手続き	窓口（お問い合わせ先）
上水道	・ ご使用を中止される時は、使用中止の届出が必要です（遅くとも3、4日前までに）	水道局営業課 車尾南2丁目8-1 ☎32-9917、☎32-9916、☎32-9915 事前にお電話でご連絡ください
下水道 ・ 公共下水道 ・ 農業集落排水	※ 水道局への届出で下水道部への届出が省略できます	下水道営業課 内町172-1(医大通り沿い) ☎34-1371
新住所地では	・ 新住所地で手続き方法をご確認のうえ、使用開始の届出をしてください	
犬を飼われている方 (犬を連れて転出される方)	・ 米子市では必要な手続はありません	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 ☎23-5257 河崎3280-1
新住所地では	・ 犬の所在地変更及び犬の鑑札引換え交付等の手続が必要となりますが、詳しい手続方法は新住所地でご確認ください	
犬を飼われている方 (犬を米子市に残して転出される方)	・ 犬の所有者変更等の手続をしてください（手続きは、新所有者が行ってください）	環境政策課 米子市クリーンセンター2階 ☎23-5257 河崎3280-1
		市民二課 市役所本庁1階⑩番窓口 ☎21-5853
		地域生活課 米子市淀江支所1階 ☎56-3112 淀江町西原1129-1

【転出証明書について】

交付した転出証明書の内容に変更があったり、転出を取りやめる場合には以下のとおり手続きをしてください

転出先の住所が変更になった場合	・ 新住所地の市区町村役場で転出証明書の内容が変更になったことを申し出てください
転出証明書を紛失した場合	・ 本人確認ができる書類（例：運転免許証、保険証等）を持って、米子市役所市民一課④番窓口または淀江支所地域生活課で再交付の手続きをしてください
転出を取りやめる場合	・ 転出証明書と本人確認ができる書類（例：運転免許証、保険証等）を持って、米子市役所市民一課④番窓口または淀江支所地域生活課で転出取消しの手続きをしてください

【外国人住民のかたへ】

新住所地では	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別永住者証明書・在留カード等が必要です。転入の手続きの際は転出証明書とともに提示してください ・ 外国人住民が世帯主である世帯に、転入される際、その世帯主と関係が分かる資料が必要な場合があります。詳しくは新住所地の市町村役場へお尋ねください
--------	--

【海外に転出されるかたへ】

海外へ転出された方が帰国される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国して転入の手続をする際にはパスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要になります（本籍地に転入される場合は、戸籍謄本・戸籍の附票は必要ありません）
-------------------	--

【その他問い合わせ先】

電気	電話（移設）
中国電力 米子営業所 ☎0120-211-476	NTT西日本 ☎116

※ 米子市の情報は米子市ホームページ（アドレス：www.city.yonago.lg.jp）でもご覧いただけます。

（令和5年10月作成）



〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地 米子市役所 市民一課 電話(0859)23-5144